② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができるものとする。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が12%以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

㋐ 同種工事（下記ⓐを必要とする。）

ⓐ 外径５m以上の密閉型シールドトンネル工事

③ 現場代理人及び主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。また、共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。ただし、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 当社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 各構成員の出資比率は２者で構成される場合は30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上、４者で構成される場合にあっては15%以上、５者で構成される場合にあっては12%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 本工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　技術開発・工事一括型（Ａ型）総合評価方式に関する事項

⑴ 技術開発・工事一括型（Ａ型）総合評価方式の仕組み　本工事の技術開発・工事一括型（Ａ型）総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案等及び技術提案確認協議（技術提案等のプレゼンテーション）後に、最終技術提案等（技術提案確認協議での指摘事項等を踏まえ改善されたもの）、最終技術提案等に基づく入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

⑵ 技術提案等及び入札書・見積書の提出

申請者は、申請書、確認書等の提出に併せて技術提案等（「技術開発に係る技術提案」「現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案」）を提出し、技術提案確認協議実施後、その結果を踏まえた最終技術提案書等（不備事項の指摘が無い場合において、当初提出と同じ内容であっても、最終技術提案書等として再度提出する。）及び入札書・見積書（「技術開発費の見積書」及び「技術開発により発生する直接工事費の見積書」）を提出すること。

⑶ 技術提案等に関する事項　技術提案等は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。「技術開発に係る技術提案資料」及び「現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案」を記載した資料（以下「技術提案等資料」という。）を提出すること。

なお、技術提案等資料の提出が無かった場合、技術提案等資料に記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とする。なお、技術提案等の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。

１）技術開発に係る技術提案

① モニタリング技術

・長距離かつ高速施工となるシールド掘進を安全かつ確実に行うためのモニタリング等（施工関連データの収集、分析、活用等）の施工管理技術及びその対処技術

② 既設杭の処理技術

・シールド掘進に干渉する既設杭のシールドマシンによる処理技術に関する技術提案

２）現場施工・具体的な施工計画に係る技術提案

① 体制・手法

・工事を確実に履行するための体制及び「品質・工程管理」の手法・具体的取組み

② 安全対策

・落盤、出水等による作業員等の危険防止計画及び労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、組織的かつ継続的に安全管理活動を行う具体な計画

⑷ 技術提案等の評価基準及び評価指標　技術提案等の評価基準は下記のとおりとする。

１）技術開発に係る技術提案

ⅰ）技術基準

①モニタリング技術及び②既設杭の処理技術　技術開発に係る技術提案で求める性能等の根拠書類の提出を求め、技術開発の有効性、成立性、確実性、技術開発計画の妥当性等について提案者の優劣を相対的に評価及び採否の判定

ⅱ）評価指標

① モニタリング技術

・優：モニタリング技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が明確であり、信頼性が高く非常に優れた提案と認められる内容のもの
・良上：「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの
・良：モニタリング技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が明確であり、優れた提案と認められる内容のもの
・良下：「良」に比べやや劣ると認められる内容のもの
・可：モニタリング技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が不適切ではないが、一般的な提案と認められる内容のもの
・不可（不適格）：モニタリング技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が不適切な内容のもの

② 既設杭の処理技術

・優：既設杭の処理技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が明確であり、信頼性が高く非常に優れた提案と認められる内容のもの
・良上：「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの
・良：既設杭の処理技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が明確であり、優れた提案と認められる内容のもの
・良下：「良」に比べやや劣ると認められる内容のもの
・可：既設杭の処理技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が不適切ではないが、一般的な提案と認められる内容のもの
・不可（不適格）：既設杭の処理技術の有効性、成立性、確実性、計画の妥当性が不適切な内容のもの